

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧
 - 木材業者等登録
 - 米穀とう精業者の登録
 - 河川区域の認定
 - 河川区域の改正
- ◇選管告示 政党・協会その他の団体の解散の際の收支報告書要旨
- ◇公安告示 速度制限

告示

鳥取県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五条第一項の規定により、米子市東福原井上吉男ほか五

十人の者から大沢川排水改良事業を県営で行うべきことの申請があつたので、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年三月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 - (一) 予備審査に関する調査報告書
 - (二) 土地改良事業計画概要書
- 二 縦覧の期間

昭和三十三年三月二日から同年三月十一日まで
- 三 縦覧の場所

米子市役所
- 四 意見の提出

利害関係人および申請人において縦覧にかかる事項につき意見がある場合は縦覧期間中に書面をもつて知事に提出すること。

鳥取県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第

一項の規定により米子市東福原井上吉男ほか五十人の者から米子市大沢土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年三月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書

(二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年二月二日から同年三月十一日まで

三 縦覧の場所

木材業者

登録番号

登録年月日

住

所

氏名

東木第三〇三号 昭和三十一年一月二日

八頭郡家町米岡五五二

山根 勝美

第三〇四号

河原町佐貫一、〇九一

中山 竹治

米子市役所 四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十六号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定により、

昭和三十一年度木材業者及び製材業者として次の者を登録した。

昭和三十三年三月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第三〇五号	中私都村市場四一九	有限会社 衣笠製材所 衣笠寿賀雄
第三〇六号	郡家町大坪	下私都農協果実部 資材加工工場 尾島実雄
第三〇七号	気高郡気高町下光元四一八	居川 春正
第三〇八号	上原	坂口 定義
第三〇九号	青谷町河原九五三ノ一	鈴木 昭彦
中木第一一一号	東伯郡泊村大字泊	坂田 繁雄
第一一二号	倉吉市明治町	平井 幸光
第一一三号	宮川町	田栗 直藏
第一一四号	東伯郡大栄町上種	村岡和可愛
第一一五号	倉吉市住吉町	布広 嘉藏
第一一六号	山根	田中 康雄
西木第一五九号	日野郡多里村	長岡 文男
第一六〇号	西伯郡会見町天方三二	富永 昇
第一六一号	日野郡石見村中石見	植田 茂
第一六二号	九四六ノ四	岩崎 毅
第一六三号	下石見	手島 圭史
第一六四号		田辺 春賀

鳥取県告示第八十九号

昭和二十四年三月鳥取県告示第二百二十四号をもつて公示した河川法準用河川区域中小鴨川の河川区域を次のように改める。

昭和三十三年三月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

「小鴨川」	右岸	同	小泉字下ノ谷	堀準用河川地点
	左岸	同	明高字イカラギ口	を
「小鴨川」	右岸	同	関金町大字小泉字下ノ谷四一六	同
	左岸	同	大字明高字イカラギ口五二八	同
			大字堀字崩れ三、〇〇九九	大字堀字崩れ三、〇〇九九

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十三年三月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄
政党、協会その他の団体の収支に関する報告書

- 一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書要旨
- 二期間 昭和三十三年一月一日から昭和三十三年二月六日まで
- 三 報告書の要旨

労働者農民党山陰地方本部	政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附	一件五百円以上の寄附	支出の総額	一件千円以上の支出	一件五百円以上の支出	報告書受理年月日 昭三二、二、一八
	1円	1	1円	1	1円	1	1円	

- 四 主たる寄附者及び支出
 - (一) 寄附者 該当なし
 - (二) 支出 該当なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三十号）第十条の規定により次のとおり速度を制限する。

昭和三十三年三月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

